

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	港湾局	政策調整課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	42
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備費 <input type="checkbox"/> その他		新規拡充			前年度事業名称	港湾整備費負担金
歳出予算科目	一般会計	13 款	2 項	2 目	枝番号	1	前年度事業名称
事業名称	港湾整備費負担金			政策番号	37	政策指標	1
					実施番号	2	実施指標
							1

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸取入	市債	一般財源
令和5年度	2,309,000				2,309,000	0
補助事業 単独事業						0
令和4年度	2,571,340				2,571,000	340
増△減	△ 262,340	0	0	0	△ 262,000	△ 340

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	3,326,000	956,000	2,268,490	5,684,000	2,296,000	2,747,000
算 市債+一般財源	3,326,000	956,000	2,268,490	5,684,000	2,296,000	2,747,000
決 事業費	4,854,000	2,465,020	5,261,569			
算 市債+一般財源	4,854,000	2,465,000	5,261,569			

事業概要	「国際コンテナ戦略港湾」や完成自動車取扱拠点である横浜港の国際的な競争力の強化に向け、コンテナターミナルや臨港道路の整備などを国直轄事業により進めます。その費用の一部を港湾法第52条に基づき港湾管理者である本市が負担します。							
事業開始年度	—							
根拠法令・方針決裁等	港湾法第52条							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>○「国際コンテナ戦略港湾」として、急速に進むコンテナ船の大型化に対応を図るため、本牧D4・D5コンテナターミナルの一体的な運用に向けて、本牧D5コンテナターミナルの再整備を国直轄事業により進めます。</p> <p><参考>令和5年度整備概要 <input checked="" type="checkbox"/> コンテナターミナル再編整備 【地区】本牧ふ頭地区 【施設】本牧D5岸壁、D5荷さばき地 【実施内容】本体工、地盤改良工等</p>							
根拠・データ等	<p>○事業主体である国へのヒアリングを基に積算</p> <p><参考>港湾法第52条 抜粋 第52条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の発生の防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において国と港湾管理者の協議が調ったときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で次に掲げる港湾工事を自らすることができる。 2 前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事に係る費用のうち次の各号に掲げる施設の建設又は改良に係るものは、当該港湾の港湾管理者が当該各号に定める割合で負担する。</p>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
コンテナターミナル再編整備	単位	目標	2	3	2	2	2	3
	施設	実績	2	3				
	単位	目標						
	施設	実績						
	単位	目標						
	実績							
事業スケジュール	○横浜港国際海上コンテナターミナル再編整備事業(本牧ふ頭地区) 平成31年度～令和13年度頃(予定)							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	港湾整備費負担金(国直轄事業)		2,309,000	2,571,340	▲ 262,340
	細事業合計		2,309,000	2,571,340	▲ 262,340	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	洞澤 実	佐藤 大希	柴田 瑞穂